

こども家庭庁HPへ公表

こども性暴力防止法施行ガイドラインの策定について

こども家庭庁は「こども性暴力防止法」(以下「法」という。)の施行に向け、「こども性暴力防止法施行ガイドライン」を策定しました。

本ガイドラインは、法及び法に基づく下位法令の解釈を示し、実際に法に基づく措置を実施する事業者や従事者の皆様の理解を促すとともに、こどもや保護者を始めとする国民の皆様に対して、制度の詳細な全体像をお示しするものです。

本年12月25日の法の施行に向けては、十分な周知を行った上で、対象となる事業者や従事者に、できるだけ早く準備を進めていただくとともに、こどもや保護者を含む国民の皆様に、本制度への理解を深めていただき、社会全体として、こどもに対する性暴力は許さないという機運を醸成していくことが必要です。

こども家庭庁では、今後、全国で説明会を開催する等、本ガイドラインの内容をはじめ、本制度について本格的な周知を実施していく予定です。

こども性暴力防止法施行ガイドライン掲載先

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

【本件連絡先】
こども家庭庁支援局総務課
電話：03-6858-0195